

雇均職発 0329 第 4 号
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局
職業生活両立課長
（ 公 印 省 略 ）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第 6 条第 1 号等に規定する「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合」について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 5 条第 3 項及び第 4 項並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号。以下「育兒則」という。）第 6 条第 1 号及び第 6 条の 2 により、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合、育児休業を子が 1 歳 6 か月（再延長で 2 歳）に達するまで延長することができることとされている。

この「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合」とは、平成 28 年 8 月 2 日付け職発 0802 第 1 号・雇均職発 0802 第 3 号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」（以下「通達」という。）において、「市町村に対して保育の申込みを行っており、市町村から、少なくとも、子が 1 歳に達する日の翌日において保育が行われない旨の通知がなされている場合をいうもの」であることとされている。

上記解釈の運用について、今後下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

記

通達の記の第 2 の 3 (9)における「市町村に対して保育の申込みを行っており、市町村から、少なくとも、子が 1 歳に達する日の翌日において保育が行われない旨の通知がなされている場合」とは、保育所等の入所申込みを行い、第一次申込

みで保育所の内定を受けたにもかかわらずこれを辞退したことが、保育が行われない旨の通知がなされた書面により明らかである場合であって、その内定の辞退について第一次申込みを行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等に変更があり内定した保育所等に子を入所させることが困難であったこと等のやむを得ない理由がない場合を除くものであること。